

**後期高齢者医療に関する事務に係る  
「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の変更案の概要について**

## 1. 意見募集の趣旨

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号利用法」という。）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を保有する事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。また、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報ファイルに対して番号利用法第 28 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

福岡市における後期高齢者医療に関する事務につきましては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）に基づき、公的給付支給等口座（公金受取口座）を活用した公的給付の支給等を実施予定です。

このことに伴い、後期高齢者医療に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して重要な変更を加えることから、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書の変更案に対する意見募集を実施するものです。

## 2. 評価書変更案の概要

| 項目                              | 内容  |
|---------------------------------|---|
| I 基本情報                          | ・後期高齢者医療に関する事務の内容について、基本情報を記載しています。<br>・公金受取口座を活用した公的給付の支給等の実施の準備業務として、事務の内容等について重要な変更を行っています。                    |
| II 特定個人情報ファイルの概要                | ・後期高齢者医療に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルについて記載しています。<br>・公金受取口座を活用した公的給付の支給等の実施の準備業務に伴い、特定個人情報の入手方法等について重要な変更を行っています。     |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 | ・後期高齢者医療に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルのリスク対策について記載しています。<br>・公金受取口座を活用した公的給付の支給等の実施に伴う接続先の追加に伴い、リスク対策等について重要な変更を行っています。 |
| IV その他のリスク対策                    | ・後期高齢者医療に関する事務におけるリスク対策について記載しています。<br>・公金受取口座を活用した公的給付の支給等の実施に伴うリスク対策について重要な変更を行っています。                           |
| V～VI                            | ・V～VIについては変更を行っていません。   |

※具体的な変更箇所については、別紙「後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更箇所一覧」のとおり。